

2024年12月23日会計税務委員会資料

GX-ETSについて

制度設計上注目される点

森・濱田松本法律事務所
弁護士 武川 丈士

MORI HAMADA

排出枠の割当

■ 硬直的な総量キャップは行われたい見込み

- 制度対象者全体が排出できる総量を厳格に決めたいうえでこれを対象者に分配する（総量キャップ）という硬直的な方針は採用されない見込み
- とはいえNDC達成は必須。そのため、ベンチマーク・グランドファザリングに基づく割当を検討したいうえでNDC達成との整合性などを考えて調整を行うといった方法になると思われる。

■ 「割当計画の作成」→「実際の割当」と二段階のプロセスになる

- 割当計画は行政処分ではないため争うことはできない（公聴会その他で意見表明は可能）
- 実際の割当については行政処分が違法であるとして争うことができるが、行政裁量が限定される（機械的に当てはめるだけ）ため、不服申立が通る場面はかなり限定される

■ 超過削減枠的な制度を採用するか、排出枠の割当を採用するかは現段階では明らかになっていないが…

- 2033年度には大規模電力事業者に対してオークションが行われるため、遅くともこの時点では排出枠の割当制度に移行している必要がある
- 個人的な予想としては2026年の制度開始時点から排出枠の割当型の制度になると予定（GX-ETS第1フェースの超過削減枠は新制度に移行が認められる）

価格安定化措置

- 排出枠の価格が乱高下しないように、一定の価格安定化措置が導入される見込み
- 価格安定化措置により排出枠の価格が変動することになるが、これが財産権の侵害に該当しないかが議論となった。
 - 財産権侵害にならないとの見解で一致。但し、財産権侵害との疑義を避けるため、価格安定化措置の発動要件・方法などを法令上明確に定めることを想定
- 実際の価格安定化措置としては、上限価格及び下限価格を定めることが想定されている
 - 上限価格については、一定価格で排出枠の償却ができる制度を想定（上限価格で無制限に排出枠を市場に放出することと同じ効果）
 - 下限価格については、リバースオークション（下限価格で市場から排出枠を購入する）ことを想定。それでも価格が上昇しない場合には翌期以降の割当水準の変更を検討されるものと思われる。

排出枠の取引に関する規律・規制

■ 取引所市場集中義務を課す

- 制度導入当初は価格形成が透明かつ効率的に行われる必要性が高いことから、取引所集中義務を課すことに
- 誤解されがちであるが、あらゆる取引を取引所で行わなければならないという意味ではない。
「取引の取次ぎを受けた場合には取引所に注文を繋なぐ義務＋勝手に取引所に類似した施設を開設してはならない」という規制のセット。→相対取引が禁じられる訳では無い。

■ 仲介業者・取引業者への規制は課さないが、市場取引に参加できる者には一定の資格制限を行う予定

- 商社や金融機関などが市場取引に参加できることを想定

■ デリバティブ取引については当面想定しない(→規制もしない)

- 制度導入当初はデリバティブ取引のニーズは無いだろうという判断に基づくもの
- もっとも、これにより排出枠のデリバティブ取引（を口実とした詐欺）について何の法的規制も存在しない状況が続くことにはなる

■ インサイダー・相場操縦などの不公正取引規制は法律に基づくものではなく、取引所規則によって行うことを想定